

特別高度人材及び未来創造人材の受入れのための関係省令及び告示案（案） 参照条文

目 次

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）	1
○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）	10
○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）（抄）	11
○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第三百一十一号）（抄）	23
○ 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）	38

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 （略）

2 （略）

3 第一項の外国人が在留することのできる期間（以下「在留期間」という。）は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用、高度専門職及び永住者の在留資格（高度専門職の在留資格にあつては、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）以外の在留資格に伴う在留期間は、五年を超えることができない。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その所持する旅券及び、査証を必要とする場合には、これに与えられた査証が有効であること。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）。

三 申請に係る在留期間が第二条の二第三項の規定に基づく法務省令の規定に適合するものであること。

- 四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと（第五条の二の規定の適用を受ける外国人にあつては、当該外国人が同条に規定する特定の事由によつて同項第四号、第五号、第七号、第九号又は第九号の二に該当する場合であつて、当該事由以外の事由によつては同項各号のいずれにも該当しないこと。以下同じ。）。
- 2 前項の審査を受ける外国人は、同項に規定する上陸のための条件に適合していることを自ら立証しなければならない。この場合において、別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまで又は同表の特定技能の項の下欄第一号若しくは第二号に掲げる活動を行うおうとする外国人は、前項第二号に掲げる条件に適合していることの立証については、次条第一項に規定する在留資格認定証明書をもつてしなければならない。
- 3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 4 入国審査官は、第一項の規定にかかわらず、前条第三項各号のいずれにも該当しないと認める外国人が同項の規定による個人識別情報の提供をしないときは、第十条の規定による口頭審理を行うため、当該外国人を特別審理官に引き渡さなければならない。

（在留資格認定証明書）

- 第七条の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書（以下「在留資格認定証明書」という。）を交付することができる。
- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。
 - 3 特定産業分野（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に規定する特定産業分野をいう。以下この項及び第二十条第一項において同じ。）を所管する関係行政機関の長は、当該特定産業分野に係る分野別運用方針に基づき、当該特定産業分野において必要とされる人材が確保されたと認めるときは、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることを求めるものとする。
 - 4 法務大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、分野別運用方針に基づき、一時的に在留資格認定証明書の

交付の停止の措置をとるものとする。

- 5 前二項の規定は、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置がとられた場合において、在留資格認定証明書の交付の再開の措置をとるときについて準用する。この場合において、第三項中「確保された」とあるのは「不足する」と、前二項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

（上陸許可の証印）

- 第九条 入国審査官は、審査の結果、外国人が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 2・8 （略）

（口頭審理）

- 第十条 （略）

- 2・7 （略）

- 8 特別審理官は、口頭審理の結果、当該外国人（第七条第四項の規定による引渡しを受けた外国人にあつては、第六条第三項各号のいずれかに該当すると認定した者又は特別審理官に対し法務省令で定めるところにより電磁的方式によつて個人識別情報を提供した者に限る。第十項において同じ。）が第七条第一項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは、直ちにその者の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 9・11 （略）

（異議の申出）

- 第十一条 （略）

- 2・3 （略）

- 4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該外国人の旅券に上陸許可の証印をしなければならない。

- 5・6 （略）

(法務大臣の裁決の特例)

第十二条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該外国人が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の上陸を特別に許可することができる。

一 再入国の許可を受けているとき。

二 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入つたものであるとき。

三 その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるとき。

2 (略)

(在留資格の変更)

第二十条 (略)

2 (略)

3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

4 5 6 (略)

(高度専門職の在留資格の変更の特則)

第二十条の二 高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)への変更は、前条第一項の規定にかかわらず、高度専門職の在留資格(同表の高度専門職の項の下欄第一号イからハまでに係るものに限る。)をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。

2 法務大臣は、外国人から前条第二項の規定による高度専門職の在留資格(別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。)への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

3 法務大臣は、前項の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(在留期間の更新)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

4 (略)

(永住許可)

第二十二条 (略)

2 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、その者が次の各号に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。ただし、その者が日本人、永住許可を受けている者又は特別永住者の配偶者又は子である場合においては、次の各号に適合することを要しない。

一 素行が善良であること。

二 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

3・4 (略)

(在留資格の取得)

第二十二条の二 (略)

2 (略)

3 第二十条第三項本文、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する在留資格の取得の申請(永住者の在留資格の取得の申請を除く。)の手続について準用する。この場合において、同条第三項本文中「在留資格の変更」とあるのは、「在留資格の取得」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第二項に規定する在留資格の取得の申請中永住者の在留資格の取得の申請の手続に準用する。この場合において、同条第一項中「変更しよう」とあるのは「取得しよう」と、「在留資格への変更」とあるのは「

在留資格の取得」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 前條第二項から第四項までの規定は、第十八條の二第一項に規定する一時庇護^ひのための上陸の許可を受けた外国人で別表第一又は別表第二の上欄の在留資格のいずれかをもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前條第二項中「日本の国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

(法務大臣の裁決の特例)

第五十條 法務大臣は、前條第三項の裁決に当たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 3 4 (略)

(在留資格に係る許可)

第六十一條の二の二 (略)

2 法務大臣は、前條第一項の申請をした在留資格未取得外国人について、難民の認定をしない処分をするとき、又は前項の許可をしないときは、当該在留資格未取得外国人の在留を特別に許可すべき事情があるか否かを審査するものとし、当該事情があると認めるときは、その在留を特別に許可することができる。

3 3 5 (略)

別表第一 (第二條の二、第二條の五、第五條、第七條、第七條の二、第十九條、第十九條の十六、第十九條の十七、

第十九条の三十六、第二十条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十
 一条の二の八関係）

一（略）

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
高度専門職	一 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であつて、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

在留資格	本邦において行うことができる活動
（略）	二 前号に掲げる活動を行った者であつて、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものが行う次に掲げる活動 イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動 ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動 ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動 ニ イからハまでのいずれかの活動と併せて行う一の表の教授の項から報道の項までの下欄に掲げる活動又はこの表の法律・会計業務の項、医療の項、教育の項、技術・人文知識・国際業務の項、介護の項、興行の項若しくは技能の項の下欄若しくは特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動（イからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）

五

三・四
（略）

特定活動	
	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）（抄）

（在留資格認定証明書）

第六条の二 法第七条の二第一項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第六号の様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

2 （略）

3 法第七条の二第二項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第四の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

4 5 6 （略）

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
（略）	（略）
法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者
（略）	（略）

○ 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成二十六年法務省令第三十七号）（抄）

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可又は法第五十条第一項若しくは第六十一条の二の二第二項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受けるときにおいて、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であって、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあっては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

項目	基準	点数
(略)	(略)	(略)
特別加算	イ 契約機関が中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であって、かつ、イノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するイノベーション	二十

の創出をいう。以下同じ。）の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること。	ロ 契約機関が、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	ハ 法第七条の二第一項、第二十条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）の規定による申請、法第十一条第三項若しくは第四十九条第三項の規定による裁決
	十	五

又は法第六十一条の二の二第二項の規定による許可の日（以下「申請等の日」という。）の属する事業年度の前事業年度（申請等の日が前事業年度経過後二月以内である場合は、前々事業年度。以下同じ。）において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率（一事業年度における試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四条第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額の収入金額（総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十一条に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額をいう。）に対する割合をいう。以下同じ。）が百分の三を超えること。	
ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機	五

関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績の項に該当するものを除く。）があること。	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語がある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機
	十	十五	十	十

項目	基準	点数
(略)	(略)	(略)

関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	又 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であって、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く。）。
	十	五

二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準（年収の項にあつては、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからヘまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

イ 契約機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	ロ 契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において契約機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。
二十	十	五

ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの（この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く。）があること。	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使
五	十	十五	十

われる日本語をある程度理解すること ができる能力を有していることを試験 により証明されていること（ホ又はヘ に該当する場合を除く。）。	チ 将来において成長発展が期待される 分野の先端的な事業として関係行政機 関の長の意見を聴いた上で法務大臣が 認める事業を担うものであること。	リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上 で法務大臣が告示をもって定める大学 を卒業し、又はその大学の大学院の課 程を修了して学位を授与されたこと。	ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実 施する研修であって、法務大臣が告示 をもって定めるものを修了したこと（ 本邦の大学又は大学院の授業を利用し て行われる研修にあつては、ホに該当 する場合を除く。）。	ル 金融の機能の強化に資するものとし て関係行政機関の長の意見を聴いた上 で法務大臣が告示をもって定める業務
	十	十	五	十

に従事すること。

三 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私の機関をいう。以下同じ。）及び外国所屬機関（外国の公私の機関の職員が当該機関から転勤して活動機関に受け入れられる場合における当該外国の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

項目	基準	点数
(略)	(略)	(略)
特別加算	イ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	二十
	ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示	十

示をもって定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもって定めるものを受けていること（イに該当する場合を除く。）。	ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他の高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであって、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業
	五	五	十	十五

し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができ、能力を有していることを試験により証明されていること。	ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができ、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

又 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもって定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く。）。	ル 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合にあつては、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	ヲ 金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもって定める業務に従事すること。
五	五	十

○ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第三百三十一号）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり定める。

一 別表第一に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

二 別表第二に掲げる外国人に当該外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該雇用した外国人の家事に従事する活動

二の二 申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の高度専門職の在留資格をもって在留する外国人（以下「高度専門職外国人」という。）（申請の時点において、当該高度専門職外国人が受ける報酬の年額と、その配偶者が受ける報酬の年額とを合算した額（以下「世帯年収」という。）が千万円以上であるものに限る。）に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者（当該高度専門職外国人と共に本邦に転居する場合にあっては、継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用されている者、当該高度専門職外国人と共に本邦に転居しない場合にあっては、その者が本邦に転居するまで継続して一年以上その者に個人的使用人として雇用され、かつ、その者の転居後引き続きその者又はその者が本邦に転居する前に同居していた親族に個人的使用人として雇用されている者であって、当該高度専門職外国人の負担においてその者と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されているものに限る。）が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

二の三 次のいずれにも該当する高度専門職外国人に当該高度専門職外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用された十八歳以上の者が、月額二十万円以上の報酬を受けて、当該高度専門職外国人の家事に従事する活動

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業、同条第三項に規定する投資助言・代理業又は同条第四項に規定する投資運用業に係る業務に従事していること。

ロ 当該高度専門職外国人の世帯年収に係る次の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

- (1) 千万円以上三千万円未満 申請人以外に家事使用人を雇用していないこと。
(2) 三千万円以上 申請人以外に家事使用人を雇用していない又は申請人以外に雇用している家事使用人の数が一人であること。

三 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

四 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

五 日本国政府のオーストラリア政府、ニュージーランド政府、カナダ政府、ドイツ連邦共和国政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府、アイルランド政府、デンマーク王国政府、中華人民共和国香港特別行政区政府、ノルウェー王国政府、スロバキア共和国政府、オーストリア共和国政府、アイスランド共和国政府、リトアニア共和国政府、エストニア共和国政府若しくはオランダ王国政府に対するワーキング・ホリデーに関する口上書、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府と大韓民国政府、フランス共和国政府、ポーランド共和国政府、ハンガリー政府、スペイン王国政府、チェコ共和国政府若しくはスウェーデン王国政府との間の協定又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府、アルゼンチン共和国政府若しくはチリ共和国政府との間の協力覚書の規定の適用を受ける者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため本邦において一定期間の休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。以下同じ。）を除く。）

五の二 別表第三に掲げる要件のいずれにも該当するものとして日本国領事官等（法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。以下同じ。）の査証（同表において「ワーキング・ホリデー査証」という。）の発給を受けた者が、日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するため、本邦において一年を超えない期間、休暇を過ごす活動並びに当該活動を行うために必要な旅行資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）

六 オリンピック大会、世界選手権大会その他の国際的な競技会に出場したことがある者で日本のアマチュアスポーツの振興及び水準の向上等のために月額二十五万円以上の報酬を受けることとして本邦の公私の機関に雇用されたものが、その機関のために行うアマチュアスポーツの選手としての活動

七 前号に規定する活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

八 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十八条の二に規定する国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理に係る業務に報酬を受けて従事する活動（本邦の公私の機関との契約に基づいて行うものを除く。）

九 外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

十 日本国政府のグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に対するボランティア査証に関する口上書の適用を受ける者が、本邦において一年を超えない期間、国若しくは地方公共団体の機関、日本赤十字社、公益社団法人若しくは公益財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人に受け入れられて行う福祉に係るボランティア活動

十一 削除

十二 外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、その学業の遂行及び将来の就業に資するものとして、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内当該大学が指定した当該機関の業務に従事する活動

十三 令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者であって、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動

十四 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動

十五 外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動

十六 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書十（以下「インドネシア協定附属書」という。）第一編第六節 8 (b) の規定に基づく書面（以下「インドネシア協定書面」という。）により通報された者が、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条第三項に規定する看護師の免許（以下「看護師免許」という。）を受けることを目的として、インドネシア協定附属書第一編第六節 6 の規定に基づき日本国政府がインドネシア共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「インドネシア協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面においてその者について指定された施設内において、同法第五条に規定する看護師（以下「看護師」という。）の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

十七 インドネシア協定書面により通報された者が、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十九条に規定する介護福祉士となる資格（以下「介護福祉士資格」という。）を取得することを目的として、インドネシア協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該インドネシア協定書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該インドネシア協定書面においてその者について指定された施設内において、同法第二条第二項に規定する介護福祉士（以下「介護福祉士」という。）の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

十八 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「インドネシア協定」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

十九 インドネシア協定に基づき介護福祉士として社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等（以下「介護等」という。）の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

二十 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極（以下「フィリピン実施取極」という。）第九条に基づく口上書（以下「フィリピン協定口上書」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、フィリピン実施取極第十条に基づき日本国政府がフィリピン共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「フィリピン協定研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十一 フィリピン協定口上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十二 フィリピン協定口上書により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、フィリピン協定研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該フィリピン協定口上書においてその者について指定された社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

二十三 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「フィリピン協定」という。）に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

二十四 フィリピン協定に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、

かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

二十五 本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

二十六 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

二十七 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡のうち日本側書簡（以下「ベトナム交換公文」という。）５の規定に基づく書面（以下「ベトナム交換公文書面」という。）により通報された者が、看護師免許を受けることを目的として、ベトナム交換公文１注釈の規定に基づき日本国政府がベトナム社会主義共和国政府に対して通報した本邦の公私の機関（以下「ベトナム交換公文研修機関」という。）により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、看護師の監督の下で看護師として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十八 ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された本邦の公私の機関との間の雇用契約に基づき当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された施設内において、介護福祉士の監督の下で介護福祉士として必要な知識及び技能に係る研修として当該機関の業務に従事する活動

二十九 ベトナム交換公文書面により通報された者が、介護福祉士資格を取得することを目的として、ベトナム交換公文研修機関により受け入れられて行う知識の修得をする活動又は当該ベトナム交換公文書面においてその者について指定された介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得する活動

三十 ベトナム交換公文に基づき看護師としての業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

三十一 ベトナム交換公文に基づき介護福祉士として介護等の業務に従事する活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

三十二 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号））に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動

三十三 高度専門職外国人の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、本邦の公私の機関との契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五に掲げるいずれかの活動

三十四 高度専門職外国人（申請の時点において、世帯年収が八百万円以上の者に限る。）と同居し、かつ、当該高度専門職外国人若しくはその配偶者の七歳未満の子を養育し、又は当該高度専門職外国人の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度専門職外国人に対し介助、家事その他の必要な支援をする当該高度専門職外国人の父若しくは母又は当該高度専門職外国人の配偶者の父若しくは母（当該高度専門職外国人及びその配偶者のうちいずれかの父又は母に限る。）として行う日常的な活動

三十五 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号））にいう適正監理計画をいう。）又は企業単独型適正監理計画（同告示にいう企業単独型適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて造船業務に従事する活動

三十六 本邦の公私の機関（別表第六に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の施設において高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動（教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。）又は当該活動と併せて当該特定分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動

三十七 別表第七に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関（別表第八に掲げる要件のいずれにも該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣が指定するものに限る。）との契約に基づいて当該機関の事業所（当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所）において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理

（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に係る業務に従事する活動

三十八 第三十六号又は前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

三十九 第三十六号又は第三十七号に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母（外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であつて、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。）として行う日常的な活動

四十 次のいずれにも該当する十八歳以上の者が、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

イ 我が国が、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、旅行形態を限定することなく、その国又は地域（法第二条第五号ロの地域及び国から旅券を発行する権限を付与されている行政区画をいう。以下同じ。）の国籍者等（国にあつてはその国の国籍を有する者をいい、地域にあつては当該地域の居住者にのみ発行される旅券を所持する者をいう。以下同じ。）であつて、その国又は地域が発行する一般旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第二号に規定する一般旅券に相当するものをいう。以下同じ。）を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとするものについて、日本国領事官等の査証を必要としないこととしている国又は地域（その国又は地域の一般旅券を所持する者の全てについて査証の取得を勧奨する措置をとっている場合を除く。）のうち、別表第九に掲げるものの国籍者等であること。

ロ 申請の時点において、申請人及びその配偶者の預貯金の額の合計額が日本円に換算して三千万円以上（当該配偶者がこの号に掲げる活動を指定されて在留し又は在留しようとしている場合にあつては、六千万円以上）であること。

ハ 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

四十一 前号に掲げる活動を指定されて在留する者に同行する配偶者であつて、同号イ及びハのいずれにも該当するものが、本邦において一年を超えない期間滞在して行う観光、保養その他これらに類似する活動

四十二 本邦の公私の機関が策定し、経済産業大臣が認定した製造特定活動計画（製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）にいう製造特定活動計画をいう。）に基づき、当該機関の外国

にある事業所の職員が、当該機関が当該国に設ける生産施設において中心的な役割を果たすための技術及び知識を身に付けるため、当該機関の本邦における生産拠点において製造業務に従事する活動

四十三 別表第十に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦において通算して五年を超えない期間、特定の個人又は団体から本号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で受けることができる環境の下で行う、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）並びにこれらの活動を行うために必要な資金を補うため必要な範囲内の報酬を受ける活動（風俗営業活動を除く。）

四十四 経済産業大臣が認定した外国人起業活動管理支援計画（外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）にいう外国人起業活動管理支援計画をいう。）に基づき、起業準備活動計画（同告示にいう起業準備活動計画をいう。）の確認を受けた者が、一年を超えない期間で、本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始するため必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において当該起業準備活動計画に係る貿易その他の事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動を除く。）

四十五 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

四十六 別表第十一に掲げる要件のいずれにも該当する者が、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて、当該機関の常勤の職員として行う当該機関の業務に従事する活動（日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事するものを含み、風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務に従事するものを除く。）

四十七 前号に掲げる活動を指定されて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

四十八及び四十九 削除

五十 別表第十二に掲げる要件のいずれにも該当する者が、本邦の公私の機関との契約に基づいてスキーの指導に従事する活動

別表第一

- 一 日本国政府が接受した外交官又は領事官
- 二 条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者

三 申請人以外に家事使用人を雇用していない日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者（外交官及び領事官を除く。）

四 申請人以外に家事使用人を雇用していない台湾日本関係協会の本邦の事務所代表又は副代表

五 申請人以外に家事使用人を雇用していない駐日パレスチナ総代表部の代表

六 申請人以外に家事使用人を雇用していない少佐以上の階級にある日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第一条(a)に規定する合衆国軍隊の構成員又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（昭和二十九年条約第十二号）第一条(e)に規定する国際連合の軍隊の構成員

別表第二

一 申請人以外に家事使用人を雇用していない高度専門職外国人で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病氣等により日常の家事に従事することができない配偶者を有し、かつ、世帯年収が千万円以上であるもの

二 申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の経営・管理の在留資格をもって在留する事業所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病氣等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

三 申請人以外に家事使用人を雇用していない法別表第一の二の表の法律・会計業務の在留資格をもって在留する事務所の長又はこれに準ずる地位にある者で、申請の時点において、十三歳未満の子又は病氣等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの

別表第三

一 ワーキング・ホリデー査証の申請時に台湾の居住者であること。

二 ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

三 一年を超えない期間、本邦において主として休暇を過ごす意図を有すること。

四 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を受けていないこと。

五 被扶養者を同伴しないこと（当該被扶養者に査証が発給されている場合を除く。）。

六 台湾の権限のある機関が発行した法第二条第五号ロに該当する旅券を所持していること。

七 台湾に戻るための旅行切符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

- 八 本邦における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持していること。
- 九 健康であり、健全な経歴を有し、かつ、犯罪歴を有しないこと。
- 十 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

別表第四

- 一 当該者に対しその在留期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制を整備していること
- 二 当該者の出入国及び在留に係る十分な管理を行う体制を整備していること
- 三 当該事業において当該者が講義を行う場所、期間及び報酬を明確に定めていること

別表第五

- 一 研究を行う業務に従事する活動
- 二 本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

- 三 自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

- 四 興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

- イ 商品又は事業の宣伝に係る活動

- ロ 放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

- ハ 商業用写真の撮影に係る活動

- ニ 商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

別表第六

- 一 高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究（以下「特定研究」という。）を目的とするものであること。

- 二 特定研究を行う本邦の公私の機関（以下「特定研究機関」という。）が、当該特定研究に必要な施設、設備その他の研究体制を整備して行うものであること。

三 特定研究の成果が、当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に現に利用され、又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。

四 申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

別表第七

一 従事する業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術・人文知識・国際業務の在留資格に係る基準の特例を定める件（平成二十五年法務省告示第四百三十七号）に定める試験に合格し又は資格を有している場合は、この限りでない。

イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の専修学校の専門課程の修了に関する要件を定める件（平成二十三年法務省告示第三百三十号）の二のイ又はロのいずれかに該当する場合に限る。）したこと。

ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

別表第八

一 情報処理に関する産業に属するもの（情報処理に係る業務について行う労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業に係るものを含む。以下「情報処理事業活動等」という。）であること。

二 情報処理事業活動等を行う本邦の公私の機関（以下「情報処理事業等機関」という。）が、情報処理に関する外国人の技術又は知識を活用するために必要な施設、設備その他の事業体制を整備して行うもの（当該情報処理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあっては、労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措置を講じて行うもの）であること。

三 申請人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

別表第九

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、

イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、北マケドニア共和国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モリリシヤス共和国、モナコ公国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レソト王国、台湾、香港、マカオ

別表第十

一 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 日本人の子として出生した者の実子（日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子を除く。）

ロ 日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるものの実子の実子（イに該当する者を除く。）

二 申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

三 帰国のための旅行切符又は当該切符を購入するための十分な資金を所持していること。

四 申請の時点において、本邦における滞在中、独立の生計を営むことができることと見込まれること。

五 健康であること。

六 素行が善良であること。

七 本邦における滞在中に死亡し、負傷し、又は疾病に罹患した場合における保険に加入していること。

八 次のいずれかに該当していること。ただし、申請人が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、通算して三年を超えて本邦に在留することとなる場合は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明され、かつ、当該活動を指定されて本邦に在留していたときの活動を通

じて日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていること。

イ 基本的な日本語を理解することができ、能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。

ロ 基本的な日本語をある程度理解することができ、能力を有していることを試験により証明されていること（申請人が本則第四十三号に掲げる活動を指定されて、通算して一年を超えて本邦に在留することとなる場合を除く。）。

九 法第七条の二第一項の申請をした日が、本則第四十三号に掲げる活動を指定されて交付された在留資格認定証明書（明書の総数（当該申請のあった日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの間における総数をいう。）が地域社会への影響等の観点から法務大臣が関係行政機関の長と協議して相当と認める数を超えた）と認められる日の翌日までであること。

別表第十一

一 本邦の大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

三 日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。

四 本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用的能力等を活用するものと認められること。

別表第十二

一 次のいずれかに該当すること。

イ 公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）が認定する次に掲げるいずれかの資格を有していること。

(1) アルペンスキー・ステージⅠ

(2) アルペンスキー・ステージⅡ

(3) アルペンスキー・ステージⅢ

(4) アルペンスキー・ステージⅣ

ロ 公益社団法人日本プロスキー教師協会（S I A）がイに掲げるものと同等以上と認めるスキーの指導に関する資格を有していること。

- 二 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。
- 三 十八歳以上であること。

○ 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件（平成二十二年法務省告示第六百二十三号）

一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第三百三十一号。以下「特定活動告示」という。）第三号又は第四号に掲げる活動を行う者にあつては、本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員が所屬して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員又は本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員

二 特定活動告示第七号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十号、第三十一号、第三十三号、第三十四号、第三十八号、第三十九号若しくは第四十五号又は出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二十四年法務省告示第二百二十六号）第二条の表ニの項、ホの項若しくはチの項の下欄に掲げる活動を行う者にあつては、本邦において本人を扶養することとなる者若しくは本邦に居住する本人の親族又は本人を扶養する者の在留資格認定証明書交付の申請の代理人となっている者

三 特定活動告示第二十五号に掲げる活動を行う者にあつては、本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員又は本邦に居住する本人の親族

四 特定活動告示第二十六号に掲げる活動を行う者にあつては、特定活動告示第二十五号に掲げる活動を行う者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

五 特定活動告示第三十二号に掲げる活動を行う者にあつては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）の職員

六 特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行う者にあつては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）の職員

七 特定活動告示第四十三号に掲げる活動を行う者にあつては、本人の同意を得て同号に規定する活動の円滑な遂行に必要な支援を無償で提供することを誓約している個人又は団体の職員

八 特定活動告示第四十四号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、本人が経営を行うこととなる事業の本邦の事業所の職員若しくは当該事業所の設置について委託を受けている者（法人である場合にあつては、その職員）又は本人が従事する同号に掲げる活動について外国人起業活動促進事業に関する告示（平成三十年経済産業省告示第二百五十六号）第5の6(1)に規定する事項に該当することの確認をした地方公共団体の職員

九 特定活動告示第十三号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（平成三十一年一月三十日に一般社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会という名称で設立された法人をいう。以下「博覧会協会」という。）の職員又は令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の関係者であつて、博覧会協会が適当と認めるもの

十 特定活動告示第十四号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、特定活動告示第十三号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者